

電気通信利用役務の内外判定巡り納税者敗訴

ユーチューバーの役務提供先は 国外事業者のグーグルにあらず

ユーチューバー（原告）が行った電気通信利用役務の提供先が国外事業者と国内事業者のいずれであるかを巡り争われた事案で、東京地裁民事2部（衣斐瑞穂裁判長）は令和8年8月6日、原告と国内事業者との間の専属プロデュース契約の内容等から、原告の役務の提供先は、ユーチューブを運営するグーグル社（国外事業者）ではなく、原告とグーグル社の間に介在してマルチチャンネルネットワークサービスを行う国内事業者であると判断して、原告の請求を斥けた。

地裁、国内のマルチチャンネルネットワークサービス業者への役務提供と判断

事案の概要は図のとおり。いわゆるユーチューバーである原告（個人）は、動画を投稿して収益を得るために、ユーチューブを運営するグーグル社の「YouTube パートナープログラム」（本件プログラム）に参加した。

その後原告は、マルチチャンネルネットワークサービスを提供するX社と、同サービスの利用条件を定めた利用規約に合意した。マルチチャンネルネットワークサービスとは、複数のYouTube チャンネルと連携し、動画制作、企業とのタイアッププロモーション、デジタル著作権管理、収益受取等の支援を提供する事業である。続いて原告とX社は、X社が原告に対して専属的にプロデュースを行うことなどを定めた専属プロデュース契約を締結した。原告が投稿した動画に掲載された広告等に関する報酬（アドセンス報酬）は、グーグル社からX社の口座に支払われ、X社は、本件専属プロデュース契約に基づき、その支払額の一定割合（本件収入）を原告に支払っていた。

消費税法上、ユーチューバーの広告収入などインターネット等を通じた広告の配信・掲載は電気通信利用役務の提供（消法4③三）に該当し、電気通信利用役務の提供が国内で行われたか否かの判定は、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるか否かにより行われる。原告は、本件収入を課税標準額に算入して消費税等の確定申告をした後、本件収入は外国法人であるグーグル社に対する電気通信利用役務の提供である動画の投稿の対価であり、消費税等の課税標準額に算入されないと考え更正の請求を行ったが認められなかったため、訴訟を提起した。

専属プロデュース契約の内容で対価関係判断

東京地裁はまず、本件専属プロデュース契約において、原告は、X社の依頼に従って、動画の撮影を含む本件クリエイター活動を行うこととされ、X社は、原告に対して本件クリエイター活動についての報酬（グーグル社から受領したアドセンス報酬の81.5%）を支払うこととされている点を指摘。同契約の内